

へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部</p> <p style="text-align: center;"><u>ロイコチトゾーン症（油性アジュバント加）ワクチン（組換え型）</u></p> <p>1～4 （略） 付記1～15 （略） 付記16 参照陰性血清 ロイコチトゾーン・カウレリー原虫に未感染、かつ、<u>ロイコチトゾーン症ワクチン未注射の鶏血清</u>で、3.5.5.の方法で測定するとき、2GS抗体価が100倍以下のもの 付記17 参照陽性血清 <u>ロイコチトゾーン症ワクチン接種鶏由来の血清</u>を100倍に希釈したもので、3.5.5.の方法で測定するとき、2GS抗体価が6,400倍のもの （略）</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部</p> <p style="text-align: center;"><u>ロイコチトゾーン病（油性アジュバント加）ワクチン（組換え型）</u></p> <p>1～4 （略） 付記1～15 （略） 付記16 参照陰性血清 ロイコチトゾーン・カウレリー原虫に未感染、かつ、<u>ロイコチトゾーン病ワクチン未注射の鶏血清</u>で、3.5.5.の方法で測定するとき、2GS抗体価が100倍以下のもの 付記17 参照陽性血清 <u>ロイコチトゾーン病ワクチン接種鶏由来の血清</u>を100倍に希釈したもので、3.5.5.の方法で測定するとき、2GS抗体価が6,400倍のもの （略）</p>